

第 2 次 計 画

I 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

また、DVの被害者は多くの場合女性であり、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を妨げるものとなっています。

DVは、被害者の命や身体に危害を及ぼしたり、精神的に有害な影響を及ぼす可能性が高いにもかかわらず、家庭内において発生することが多いため潜在化しやすく、外部から発見されにくい状態にあります。また、DVのある家庭では、その子どもへの虐待も併行して起こっています。

こうした暴力の背景には、男女の社会的地位、経済力の格差、固定的な性別役割分担意識など、女性差別の意識があるとされています。

このような状況の下、平成13年4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV防止法」という)」が制定され、平成16年12月の法改正を経て、今般、市町村の取組促進、保護命令制度の拡充、配偶者暴力相談支援センターの役割を強化すること等についてDV防止法が改正されました。(平成20年1月施行)

本県では、平成13年に「奈良県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、「なら男女GENKIプラン(男女共同参画計画第2次)」において、基本目標の一つとして「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を位置付け、男女共同参画社会の実現に向け、女性に対するあらゆる暴力をなくすための取組を進めているところです。

DV被害に対する取組は、DV防止法の制定以前より、婦人相談所に於いて相談に応じ、民間機関と連携しながら必要な保護を行い、平成14年4月に、中央子ども家庭相談センター(旧婦人相談所)を配偶者暴力相談支援センターと位置づけ、被害者に対して相談・保護、自立支援等の総合支援を行うとともに、高田子ども家庭相談センターや女性センターでの相談体制の充実・連携を図りながら被害者の支援を行ってきたところです。

しかしながら、本県のDV被害者からの相談件数、一時保護件数は年々増加しており、DVを容認しない社会の実現のためには、国、県、市町村はもとより、県民一人ひとりが、法の趣旨を十分に理解し、さまざまな観点からの幅広い取り組みを進める必要があります。

このことから、平成18年3月に策定した「奈良県配偶者からの暴力防止および被害者支援基本計画(第一次)」の計画期間の終了年度に際し、これまでの取組と今後の課題に即した計画の見直し及び、平成19年の改正DV防止法の内容を踏まえた第二次基本計画を策定し、DVの被害者や子どもたちが、安心かつ安全に暮らせる社会をめざして、DVを防止していくための施策を積極的に推進し、DVを許さない社会づくりを進めていきます。

2. 計画の性格

- (1)この計画は、「改正DV防止法」第2条の3第1項に基づき策定するものです。
- (2)この計画は「奈良県DV防止及び被害者支援基本計画策定会議」での審議を経て策定するものです。
- (3)この計画は、広範多岐にわたる配偶者からの暴力防止及び被害者支援対策を総合的、計画的に推進するために策定するものです。

3. 計画の期間

- (1)この計画の期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とします。
- (2)法律及び基本方針が見直された場合や、新たに盛り込むべき施策等が生じた場合には、状況に応じ見直しを行います。

4. 市町村等との連携、協力について

- (1)県及び市町村は、この計画の趣旨に沿って、施策を推進します。
- (2)県と市町村及び民間団体等は、連携協力を図り、情報提供や研修機会を設けながら、計画で示した施策を推進していきます。
また、県は本計画に基づく施策を実施する上で、県民及び団体に対して理解と協力を求めます。

5. 計画の進行管理

「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」において、計画で示した施策の実施状況を報告し、意見を求め進行管理を行っていきます。